

月額会員利用規約

本利用規約は株式会社B.L.T.（以下「当社」という）が運営するsaunadaysのうち、番台 Barなどを除いたサウナ施設に限る部分（以下「当施設」という）の月額会員サービス（以下「本サービス」という）の利用条件を定めるものです。

第1条 月額会員の定義

「月額会員（以下「会員」という）」とは、当社が提供する本サービスの利用を申し込み、当社が当該申込みを承諾したことで、本サービスを利用する権利を保有する者をいいます。

第2条 利用申込み

会員登録を希望する者（以下「申込者」という）は、別途定める「saunadays施設利用規約（以下「当施設利用規約」という）及び本利用規約に同意した上で本サービスに申し込み、当社がこれを承認した時点で、申込者と当社との間で本サービスの利用に関する契約が成立するものとし、申込者は本契約の成立後、本サービスの会員となり、本サービスを月会費で何度でも利用できるようになります。

第3条 入会申込みの承認等

当社はその自由な裁量により、入会申し込みを承認し、または、承認しないことができ、承認しない場合に、その理由を示す必要はないものとします。

第4条 会員コース及び月額料金

(1)会員コースは次の通りとします。

①個人会員：個人の会員で、本サービスの月額料金を個人が支払う会員をいいます。

単独で申し込む場合は、18歳以上に限ります。

家族で申し込む場合は、18歳以上の代表者を代表会員、代表会員の親族を家族会員といい、代表会員に家族会員の月額料金をまとめてお支払いいただきます。小中学生のご利用にあたっては、18歳以上の大人の方と同伴でのご利用に限ります。

②法人会員：法人の役職員で、本サービスの月額料金を法人が支払う会員をいいます。

会員全員の月額料金をまとめてお支払いいただきます。

(2)本サービスの月額料金（消費税込）は、以下のとおりです。

①月会費（1人あたり）

	レギュラー会員	コンフォート会員	コンフォートプラス会員
個人会員(16歳以上)	7,000円	8,500円	9,000円
個人会員(小中学生)	4,000円	5,500円	6,000円
法人会員	7,000円	8,500円	9,000円

②プライベートロッカー（1個あたり） 1,500円（任意で先着順）

(3)月額料金は、会員期間当月分を前月26日にお支払いいただきます。

(4)支払方法は当社指定のクレジットカード決済または口座振替により行われるものとします。

(5)当社は、本サービスの月額料金を社会経済情勢等の変動により変更することがあります。本サービスの月額料金を変更する場合、変更後の料金及びその適用開始日について、少なくとも適用開始日の1カ月前までに当社WEBサイト、会員が登録したLINEまたはEメール等で通知致します。

第5条 会員証

- (1) 当社は会員に対してICカードによる会員証を発行しこれを貸与するものとし、会員が当施設を利用する場合には、必ず会員証を提示または利用するものとします。
- (2) 会員は会員証を他の人に貸与することはできません。
- (3) 会員は退会した時は、速やかに会員証を返還しなければなりません。
- (4) 会員が会員証を紛失した場合には、直ちに所定の手続きを取り、当社に再発行を申請するものとします。
- (5) 会員証の発行手数料は、新規申込時は1,000円（消費税込）、会員コースの変更による再発行、紛失等による再発行は2,000円（消費税込）とし、発行時に支払う必要があります。
ただし、会員コースの変更のうち、次の変更については会員証の再発行は不要です。
 - ① レギュラー会員からコンフォート会員またはコンフォートプラス会員への変更
 - ② コンフォート会員からコンフォートプラス会員への変更

第6条 会員期間

本サービスの会員期間は、本サービス申込の翌月1日から月末までとします。但し、本利用規約第8条に基づく会員による退会希望通知がなされていない場合、会員期間は同一条件にてさらに1ヶ月間延長されるものとし、以後も同様とします。

第7条 休会

- (1) 会員は、やむを得ない事由がある場合、当社が承認をした場合に限り、次項の手続きに従って本サービスの休会をすることができます。
- (2) 会員は、やむを得ない事由により、本サービスの休会を希望する場合、当社の定める方法（専用フォーム）で休会を希望する旨の通知を行うものとします。当該通知が当社に到達した日（以下、本条において「通知日」という）が各月10日以前の場合は、通知日の属する月の末日をもって休会とし、通知日が各月11日以降の場合は、通知日の属する月の翌月末日をもって休会とします。
- (3) 家族会員がいる個人代表会員が休会する場合で、家族会員が小中学生のみになる場合は、家族会員も休会といたします。
- (4) 休会する会員は、未払いの月額料金がある場合には完納しなければなりません。
- (5) 休会中の会員は、番台Barでの割引等会員の特典を受けることができません。
- (6) 休会の場合は会員証の返還は必要ありません。

第8条 退会手続き

- (1) 会員は、本サービスの退会を希望する場合、当社の定める方法（専用フォーム）で退会を希望する旨の通知を行うものとします。当該通知が当社に到達した日（以下、本条において「通知日」という）が各月10日以前の場合は、通知日の属する月の末日をもって退会とし、通知日が各月11日以降の場合は、通知日の属する月の翌月末日をもって退会とします。
- (2) 家族会員がいる個人代表会員が退会する場合で、家族会員が小中学生のみになる場合は、家族会員も退会といたします。
- (3) 退会する会員は、未払いの月額料金がある場合には完納しなければなりません。
- (4) 一度退会された方も再度入会することはできますが、新規入会時のいかなる特典も適用されません。

第9条 会員資格の停止または強制退会

- (1) 会員が次の各号に一つでも該当すると当社が認めた場合、当社は、会員資格の一時停止または強制退会させることができます。

- ①会員が本利用規約または当施設利用規約等、当社の定める規則に違反した場合、又は違反するおそれのある行為を行い、当社から是正を求められたにも関わらず、これを是正しなかった場合
 - ②当社が、本サービスを提供するにあたり、当社の業務遂行上支障が生じる場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - ③月額料金の支払いを怠った場合
 - ④入会に際して当社に虚偽の申告をしたと判明した場合
 - ⑤当施設の諸施設を故意または過失により毀損した場合
 - ⑥当施設の名誉、信用を毀損し、秩序を乱した場合
 - ⑦他の会員に対する暴言暴力等の迷惑行為または当施設の運営に支障を与えるような行為をした場合
 - ⑧その他当施設の会員として不適切であると当社が判断した場合
- (2)会員は、前各号に基づき会員資格を停止または強制退会された場合であっても、会員資格停止日または退会日の属する月にかかる月額料金の返還は行いません。

第10条 退会事由

会員は、次に定める事由に該当した場合は、自動的に退会となります。

- ①個人会員の場合は、その会員の死亡
- ②法人会員の場合は、その会員の死亡または法人の解散
- ③当施設を廃止した場合。

第11条 返金

当社は、次に定める場合を除き、会員期間中の退会を含む、いかなる理由によっても会員が支払った料金の返還は一切行いません。

- ①当社に本サービスの提供に関して債務不履行がある場合（ただし、第14条に定める変更、閉鎖または廃止はこれにあたらぬものとする。）
- ②第14条第4項に定める場合

第12条 権利義務の譲渡禁止

- (1)会員は本サービスの会員資格を第三者に譲渡し、または担保に供する等することはできません。
- (2)当社は会員の承諾や会員への通知なく、本契約の当事者たる地位ならびに本利用規約に基づくすべての権利及び義務を第三者に譲渡または担保に供することができるものとします。この場合、当社が会員情報を当該第三者に譲渡することができることに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第13条 施設の利用の制限等

機械の故障や悪天候により、一部施設のご利用の制限、休館、営業時間の変更をさせていただく場合には、当社の故意または重過失による場合を除き、月額料金の返金等の補償はいたしません。

第14条 当施設の変更・閉鎖・廃止

- (1)当社は必要に応じて、当施設を変更、閉鎖、または廃止することがあります。
- (2)当社は、次の場合、当施設の全部または一部を閉鎖することがあります。
 - ①気象、災害、その他の不可抗力により開場が困難と認められる場合
 - ②当施設の改造又は補修の場合
 - ③法令の改正、改廃、または行政指導等による場合
 - ④当社が、経営上、必要と認めた場合

- (3)前2項により当施設を変更、閉鎖、または廃止する場合、当社は、会員に対して返金等の補償をする義務を負いません。
- (4)前項の規定にかかわらず、施設を廃止する場合、その廃止日の属する月にかかる月額料金は、日割りで精算するものとし、廃止日から末日までの日割り料金は、当社が会員に対して返金処理を行います。

第15条 当施設の責任と免責

当施設の責任と免責については、当施設利用規約第8条及び第9条の定めによるものとします。

第16条 個人情報の取り扱い

当社が会員より取得した会員情報の取扱いについては、当社が定めるプライバシーポリシーに従うものとします。

第17条 変更事由の届出

- (1)会員は、住所、連絡先その他入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに当社に届け出るものとします。
- (2)会員への通知は、会員から届出のあった最新の住所宛に行い、会社は以後の責任を負いません。
- (3)会員から届出のあった最新の住所、会員名宛に当社が通知書等を発送した場合は、それらが延着又は到着しなかった場合でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第18条 規則

本利用規約に定めのない事項については、当社が別途定める当施設利用規約等に定めます。

第19条 改定

当社が必要と認めた場合、合理的な範囲に限り、本利用規約の改定を行うことができるものとします。なお、改定を実施する場合は、改定後の本規約の効力発生時期及び内容を、その効力発生日の相当期間前までに当社WEBサイト上での掲示、会員が登録したLINEまたはEメール等その他の適切な方法により周知し、改定後は、その効力は全会員に適用されるものとします。

第20条 合意管轄裁判所

本規約に関連する紛争については、その訴額に応じて、大分簡易裁判所又は大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条 準拠法

本規約の解釈、適用については日本法に準拠します。

附則：本規約は、2026年4月1日より発行します。

以上